

保安規程【例】

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 別表1 県立病院等事業場内訳に掲げる県立病院及び付属地域診療センター（以下「当事業場」という。）における自家用電気工作物（以下「電気工作物」という。）の工事、維持及び運用の保安を確保するため電気事業法（以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づいてこの規程を定める。

(保安管理業務の委託範囲)

第2条 当事業場の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）のうち、（受注者名）（以下「受注者」という。）に委託する業務の範囲については、受注者との契約により定めるものとする。

(法令及び規程の遵守)

第3条 当事業場の電気工作物を設置する者（以下「設置者」という。）、電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者（以下「従事者」という。）並びに受注者は、電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

(細則の制定)

第4条 この規程を実施するため必要と認める場合には、別に細則を制定するものとする。

(規程等の改正)

第5条 この規程の改正又は前条に定める細則の制定若しくは改正にあたっては、受注者の意見を求めるものとする。

第 2 章 保安管理業務の運営管理体制

(保安管理業務の管理)

第6条 当事業場の保安管理業務は、事務局長が総括管理し、その組織はあらかじめ定めておくものとする。

(設置者の義務)

第7条 電気工作物に関する保安上重要な事項の決定又は実施にあたっては、受注者に意見を求めるものとする。

- 2 受注者から指導、助言を受け又は受注者と協議した保安に関する事項については、速やかに必要な措置をとるものとする。
- 3 電気関係法令に基づいて経済産業大臣又は関東東北産業保安監督部長に申請又は届出する書類の内容が保安管理業務に関係ある場合には、その作成及び手続きについて受注者の指導、助言を求めるものとする。
- 4 経済産業大臣又は関東東北産業保安監督部長が電気関係法令に基づいて行う検査には、受注者を立会わせるものとする。
- 5 酸素濃度の低下、ガス爆発、落盤、出水等のおそれが生じた場合には、受注者に対し速やかにその旨通知するものとする。

(連絡責任者及び発電所担当者)

第8条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、保安管理業務のために必要な事項を受注者に連絡する責任者（以下「連絡責任者」という。）を定め、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。また、発電所を有する場合には、発電所担当者を定め、連絡責任者同様に通知するものとする。

なお、設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の需要設備になる場合、電気工事士法に規定する第1種電気工事士の資格を有する者と同等以上の知識及び技能を有する者を選任するものとする。

- 2 前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、その氏名、連絡方法等を受注者等に遅滞無く通知するものとする。
- 3 前各項に変更が生じた場合は、ただちに受注者等に通知するものとする。
- 4 連絡責任者及び発電所担当者又は代務者（以下「連絡責任者等」という。）には、受注者の行う保安管理業務に立会わせるものとする。

(従事者の義務)

第9条 従事者は、受注者がその保安のために行う指導、助言を受けるものとする。

第3章 保安教育

(保安教育)

第10条 従事者に対し、電気工作物の保安に関する必要な事項についての教育を行うものとし、必要に応じて受注者に意見を求めるものとする。

(保安に関する訓練)

第11条 従事者に対し、災害その他電気事故が発生した場合の措置について訓練を行うものとし、必要に応じて受注者に意見を求めるものとする。

第4章 巡視、点検及び測定・試験

(工事の計画)

第12条 電気工作物の設置、変更、修理及び廃止に伴う工事の計画を立案する場合は、その保安に関し、受注者に意見を求めるものとする。

(工事の実施)

第13条 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、受注者に工事期間中の巡視及び点検を行わせ、完成した場合には受注者に検査又は他の者が実施する測定・試験について指導及び助言を行わせて、計画どおり施工されていること及び経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）に適合し、保安上支障のないことを確認するものとする。

- 2 電気工作物の工事を他の者に請け負わせる場合には、責任の所在を明らかにしておくものとする。

(工事に関する巡視、点検及び測定・試験)

第14条 電気工作物の工事に関する巡視、点検及び測定・試験は、別表のとおりとし、受注者に委託するものは委託契約書によることとする。それ以外のものにあつては、受注者と協議したところにより自らの責任において行うものとする。

- 2 受注者が行う前項の点検及び測定・試験の業務に関する計画の策定及び実施については、協力するものとする。

(維持及び運用に関する巡視、点検及び測定・試験)

第15条 電気工作物の維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び測定・試験は、別表のとおりとし、受注者に委託するものは委託契約書によることとする。それ以外のものにあつては、受注者と協議したところにより自らの責任において行うものとする。

なお、従事者が行う日常巡視の結果は、受注者に連絡又は受注者が行う点検時において報告し、必要な指導、助言を求めるものとする。

- 2 受注者が行う前項の点検及び検査の業務に関する計画の策定及び実施について協力するものとする。

- 3 設備の特殊性及び設置場所の特殊性のため、受注者が点検を行うことが困難な電気工作物は、専門業者等に保安のための巡視・点検及び測定・試験を実施させることとし、実施結果を受注者に報告し指導・助言を求めるものとする。

(技術基準に適合しない場合等の措置)

第16条 巡視、点検又は検査により技術基準への適合性を確認した結果、不適合又は不適合のおそれがあると判断された場合は、受注者に技術基準に適合するようにするためにとるべき措置の指導、助言及びその措置をとらなかつた場合に生じると考えられる結果の報告を求め、速やかに当該電気工作物を修理し、改造し、移設し又はその使用を一時停止し若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

(事故・故障発生時の処置と再発防止)

第17条 電気工作物に事故・故障が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、受注者その他の関係先に連絡又は報告し、受注者に適切な指示、助言を求めるものとする。

- 2 送電停止又は電気工作物への切り離しなどの措置をとる場合は、現状を確認するとともに、受注者の指導、助言のもと行うものとする。
- 3 事故・故障が発生した場合は、状況に応じ受注者の臨時点検を受け、事故原因が判明した場合には、受注者に指導、助言を求め、事故を再発させない対策について適切な措置をとるものとする。
- 4 低圧電路の絶縁状態を監視する装置(以下「低圧絶縁監視装置」という。)を用いる場合は、警報発生した時の発生原因の調査を受注者に求め、事故を再発させない対策について適切な措置をとるものとする。
- 5 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、受注者に指導、助言を求めるものとする。

第 5 章 運 転 又 は 操 作

(運転又は操作)

第18条 平常時、事故その他の異常時における開閉器及び遮断器並びにその他必要とする機器及び発電所を有する場合の運転又は操作方法については、受注者の意見を求めあらかじめ定めておくものとする。

- 2 前条第1項の報告又は連絡すべき事項及び連絡経路は、受電室及び発電所その他の見やすい

場所に掲示しておくものとする。

- 3 受電用の開閉器、遮断器等の操作及び発電所の運転にあたっては、必要に応じて電気事業者
に連絡するものとする。

(連系運用)

第19条 電気事業者の配電系統と連系する発電所を有する場合は、電気事業者との協調を図ると
ともに、緊急時における安全対策を明確にしておくものとする。

- 2 災害時等において、電気事業者と連絡がとれない場合にあっては、連系運転をしないもの
とする。

第 6 章 発電所の運転を相当期間停止する場合における保全

(長期停止)

第20条 発電所を有する場合であって発電所の運転を相当期間停止する場合には、受注者等に意見
を求め主要機器の点検手入れを行い、必要箇所に防錆、防湿等の対策を講じるものとする。

- 2 休止設備と運転設備との区分を明確にし、その連絡部分は切離すものとする。

(運転の開始)

第21条 発電所を有する場合であって発電所を相当期間停止の後に運転を開始する場合は、受注者
等の意見を求め、所定の点検を行う他、必要に応じて試験運転等を行い、安全上支障の無いこと
を確認するものとする。

第 7 章 災害対策

(防災体制)

第22条 災害に備えて電気工作物の保安を確保するために、受注者の意見を求め適切な措置をとる
ことができる体制を整備しておくものとする。

(災害時の措置)

第23条 災害が発生した場合には、速やかに保安協会に連絡し、その指導、助言を受けるもの
とする。

- 2 災害の発生に伴い、電気工作物の使用が危険と認められる場合には、連絡責任者等は、ただ
ちに当該範囲の電源停止及び発電所を有する場合に発電設備の運転停止をすることができる
ものとする。

第 8 章 記録

(記録の保存)

第24条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する次の記録は、3年間保存するものとする。

- (1) 巡視、点検及び測定・試験の記録
 - (2) 電気事故に関する記録
 - (3) 発電所を有する場合は運転日誌
- 2 前項によらない記録は、必要な期間保存するものとする。
 - (1) 使用前自主検査記録
 - (2) 主要電気機器の補修記録

(3) その他の必要な記録

第 9 章 責任の分界

(責任の分界)

第25条 電気事業者が設置する電気工作物との保安上の責任分界点は、電気事業者との需給に関する契約又は電気使用申込書によるものとする。

(需要設備、発電所、配電線路の構内等)

第26条 需要設備構内、発電所を有する場合の構内並びに配電線路を有する場合の使用の区域は、別図のとおりとする。

第 10 章 整備その他

(危険の表示)

第27条 受電室、その他の高圧電気工作物が設置されている場所及び発電所並びに配電線路を有する場合にあって、感電等の危険のおそれのあるところには、受注者に意見を求め従事者及び公衆に注意を喚起する表示を設けるものとする。

(備品等の整備)

第28条 電気工作物の保安上必要とする備品、材料、消耗品及び交換部品等は、受注者に意見を求め整備し、これを適正に保管するものとする。

(設計図書類の整備)

第29条 電気工作物に関する設計図、仕様書、取扱説明書、設備台帳等については、必要な期間整備保存するものとする。

(手続書類等の整備)

第30条 経済産業大臣又は関東東北産業保安監督部長、電気事業者等に申請又は届出した書類及び図面、その他の主要文書については、その写しを必要な期間保存するものとする。